

東和病院行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり公表致します。

仕事と生活の調和を図ることのできるような働きやすい雇用環境の整備を行うため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2 計画内容

- ・管理職に占める女性労働者の割合を30%以上にする
- ・全職員の残業時間を月平均20時間以内とする。

3 対策

女性職員の配置、育成、登用をこれまで以上に推進します。

女性の活躍に関する状況は下記のとおりです。（令和2年度）

1. 採用した職員に占める女性の割合 52.3%

2. 管理職に占める女性の割合 29.8%

以 上